

「政経」の教科構造の検討と授業の改善

第3報

高 森 充

はじめに

この報告は、紀要12・13集の第1・第2報のあとを受けて、「政経」の学習指導事例を通じて、社会科における政経の教科構造の分析・検討を試みたものである。このことを通して、長期的には、社会科そのものの本質的性格と教科としての役割を問い直していきたいと思う。

とりあげた内容と基本的視点は次の通りである。

- (1) 学習指導要領や教科書そのままに、政・経・社の諸領域を並列的に同じウェイトと方法でとり扱うのではなく、政治及び経済の領域を中心にコンパクトなものに編成する。
- (2) 具体的には、政治の分野において「憲法の学習」を中心に、思い切った小集団、ゼミナールの形式を採用する。
- (3) 学習順序及び指導形態の概要を示すと、
 - ① 1学期前半は主として政治の基本的事項の学習→1学期後半はクラス別にテキストをかえて、サブテキスト利用による小集団の憲法学習
 - ② 2学期、経済分野について、内容をコンパクトに整理し、マル経的視点と近経的視点の両方から重点的にとりあげる。42、43年度と異って3クラス同一内容、同一の指導方法とする。

以上について、教材構造、指導計画、学習結果などから問題点を検討することとした。

1. 分野の教材構造

「政治」分野の教材構造をどう考えるか、指導要領や教科書の政治分野の扱いは、総じて「たてまえ」と事項の羅列的解説に終わっているように思われる。つまり、民主主義は「かくあるべきもの」であり、他方では「民主政治のしくみ」などを三権分立制度などをあげて説明し、(なんと小学校以来のくり返しもの多いことか)政治機構を羅列的に記述しているものが多い。そのためこれを学習する生徒にとって、政治を実感として認識できないし、逆に安易な実感主義は矮小化された政治評論か、学級・学校の自治活動へとパラレルに短絡化され勝になる。政治の学習が単なる「たてまえ」や「機構」の羅列的学習を脱け出すには「権力の構造と本質」についての学習(国家権力の歴史的発展)

を基礎に「憲法学習」に焦点をしばるべきだと考えられる。その意味で従来(紀要第12・13集参照)「経済」分野の教材構造を中心に実践的検討を加えて来たのに対して、44年度は、「政治分野の内容配列と指導計画」に示したように思い切った小人数のグループによる憲法の共同学習を試みている。

もとより、憲法の学習を通じて、政治の現実に現われた矛盾をつきとめ、それを通して、現代の政治を正しく学びとることは容易ではない。ここにあげたのは全ての試案、粗案に過ぎないが、継続的に内容と方法を改めていきたいと思う。

2. 政治分野の内容配列と指導計画

先づ第Ⅰ單元では「政治の原理と制度」の学習を通じて、国家及び権力の本質にアプローチし、第Ⅱ單元における「日本国憲法」及び「現代日本の政治的諸問題」(グループ学習)への基礎的理解をめざす。

内 容 大 綱	備 考
單元Ⅰ. 近代政治の原理と制度 は何をめざしているか 1. 政治の機能と国家の本質 (1) 社会の高度化と政治 (2) 国家の役割 (3) 国家権力と主権 (4) 社会規範の諸形態と法 2. 国家の発展と政治形態 (1) 古代国家と共同体の政治 (2) 中世封建国家と身分議会 (3) 絶対主義国家とブルジョア革命 (4) 人権保障と国民主権 (5) 法治主義(専制と独裁の否定) 3. 民主政治の制度的保障 (1) 近代国家と憲法 (2) 権力分立制と議会政治 (3) アメリカ型の大統領制 (4) イギリス型の議院内閣制 (5) ソビエト型の権力集中制	・主として講義(12時間) ・社会規範の発展形態における法と道徳の関係 ・古代専制政治とポリス型の直接民主制 ・ナチス専制とプロレタリア独裁の並列化? ・憲法の本質(基本権の保障規定)
單元Ⅱ. 日本国憲法の基本問題と現代日本の政治 1. 「憲法のグループ共同学習」	予告と準備

をめぐって

- (1) 意義とグループ編成
- (2) グループ共同学習の進め方
2. 日本国憲法の制定過程と新憲法の構成（講義）
3. クラス別，グループ別テーマ

A組：（6名×8グループ）

- ① 表現の自由及び信教の自由
- ② 学問の自由と大学の自治
- ③ 法の下での平等と生存権
- ④ 国民主権と天皇制
- ⑤ 参政権と選挙
- ⑥ 議会・政党及び内閣
- ⑦ 裁判の役割
- ⑧ 軍の死と復活及び憲法改正問題

B組（8名×6グループ）

- ① 昭和憲法の成立
- ② 天皇と国民
- ③ 戦争と平和
- ④ 権力分立と権力集中
- ⑤ 国民の権利と義務
- ⑥ 昭和憲法の行方

C組（7名×7グループ）

- ① 主権者と象徴の間
- ② 憲法と国際関係
憲法第9条と日本の安全
- ③ 自由権的基本権
- ④ 生存権と福祉国家
- ⑤ 行政と財政のしくみ
- ⑥ 裁判と司法権の独立
- ⑦ 最高法規の保障と改正

。6月第2週＝グループ別読み合せとまとめ
。6月第3～第4週＝グループ別発表と全体討論

。サブテキスト
宮沢俊義
「憲法講話」

長谷川正安
「日本の憲法」
を中心に

小林直樹
「憲法を読む」
を中心に

。基本権の歴史的意義
。議会制民主主義の状況をふまえて

3. 報告・発表の事例

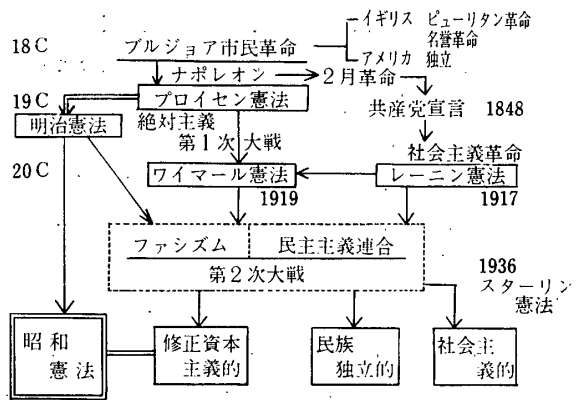
（例1）は長谷川正安「日本の憲法」からその第1章「昭和憲法の成立」をとりあげたB組第1グループの発表要項の一部である。教科書的な把握とは異って日本国憲法の歴史的背景を構造的巨視的に大きく捉えている。

（例2）はC組，小林直樹「憲法を読む」を中心に，第2グループの憲法と国際関係に関連して，詳しい資料を付して，憲法第9条と安保体制をとりあげた例である。

（例3）は同じくC組の第7グループ「最高法規の保障と改正」として要約したものである。

（例1） 昭和憲法の成立

（1） 歴史的背景



参考

- 。P13 14行目
- 。プロイセン憲法
 - ・ 国家の階級的構成
 - ・ 私的生活を封ずる国家の後見的干渉など
- 。P15 110
- 。P22 13～4

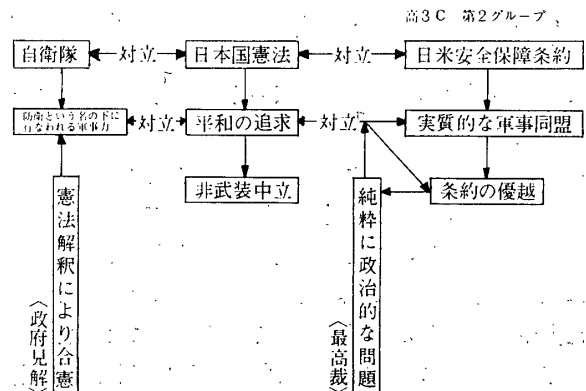
問題点

日本国憲法の歴史的意味における正当性

憲法と日本の問題

（例2）

—安保体制を中心として—

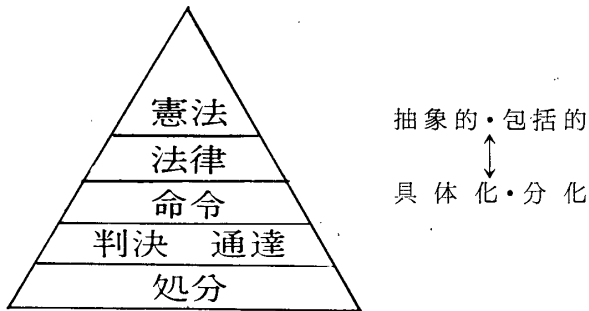


以上の内容について，1学期の中間考査以後，6月第2週をグループ別のゼミナールとまとめ，6月第3～第4週をグループ別発表と全体討論，7月第1週を全体のまとめとして計画した。グループ共同学習を進めるに当たっての次の事項を守らせた。

- ① 各グループでチーフリーダーと書記（記録者）をきめる。
- ② 調査と報告の分担をきめる。
- ③ 発表は各グループ15分とし，各時限2グループを予定する。
- ④ 発表の形式（方法）として原紙一枚程度に要約（問題点を必ず）をプリントして全員に配布。

(例3) 最高法規の保障と改正

◦憲法の最高法規性



- 違憲無効 第98条第1項
- 違憲の判定 裁判所
- 「法の支配」 個人の権利を専制的な権力から確実に守るために、国家作用を法のルールに従わしめるということ
- 最高法規や法治主義が揺るぎつつある理由
 1. 「法治」の実態の無内容化
 2. 権力分立の無意味化
 3. 資本主義の生み出す諸矛盾
- 真の「法の支配」——法は基本的人権の保障に仕える手段でなければならぬ
憲法第97条の吟味が必要

法の支配

明治憲法——不磨の大典 半世紀改正なし
憲法を守る制度がない

昭和憲法 裁判所すべてに「一切の法律命令規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限」を与えた

違憲立法審査権

 → 司法権優位

問題点 「法の支配の確立」を妨げている原因が司法権内部にある
現実の裁判の保守制→違憲の疑いの濃い法律も見のしがらち
例 新潟公安条例違反事件

4. 経済分野の内容配列

先づ第1単元では経済の原理的な認識をめざす。つまり国民経済の循環と運動の分析を通じて、資本主義経済体制の全体構造を理解させる。従来この分野については、紀要第13～14集に収録したように、マルクス経済学的なアプローチと近代経済学的なアプローチを対比的に考察したが、ここでは折衷的な内容編成と取り扱いをしている。ただ特色としては、第2単元を問題解決学習的に、グループ共同学習としバズセッションによる総括を試みた。

内 容 大 綱	備 考
単元Ⅰ 資本主義経済の構造は どうなっているか。 1. 今日の経済生活と経済体制 (1) 資本主義体制の特徴 (2) 社会主義体制の特徴 (3) 資本主義の修正 2. 国民経済の循環と運動 (1) 生産のしくみと資本の運動 (2) 競争と利潤率 (3) 価格機構 (4) 国民経済の循環 (5) 貯蓄と投資と国民所得 (6) 景気変動 (7) 資本の集中と独占の形成 3. 金融・財政と国民経済 (1) 金融の機能と銀行の発達 (2) 金融政策 (3) 資本主義経済と財政 (4) 貿易と国際収支	主として講義を 中心に (14時間)
単元Ⅱ 日本経済の諸問題 1. 日本経済の成長とその特色 ——高い成長率のヒミツ 2. 産業の近代化と合理化 ——そのプラスとマイナス 3. 中小企業の現状と課題 ——その発展性と問題点 4. 農業の現状と課題 ——農業の将来性 5. 労働雇用問題 ——我々の将来の職場？ 6. 日本経済と貿易 ——その国際競争力 7. 日本経済の将来性と問題点	グループによる 共同学習 (6時間) (1学期の憲法 学習グループに 準じて)

以上のような経済分野の指導計画の実践例及び、テスト結果はまだ十分に整理されていないので、次年度の第4報告にまとめて行いたいと思っている。

ただここでは、政治・経済分野全体を通じて、テスト結果の平均的な傾向と若干の問題点を指摘しておきたい。

おわりに

政治・経済の各分野・単元別の全体テストの結果(各単元毎に100点満点)をみると次の通りである。
(クラス平均)

分野	単元	題 材	A	B	C
政治	I	政治の原理と制度	62.4	64.2	66.3
	II	憲法の基本問題	69.6	71.5	68.1
経済	I	資本主義経済の構造	67.3	71.6	67.6
	II	経済の諸問題	75.1	79.7	74.5

これによると、政治分野では特にⅡの憲法の基本問題についてはサブ・テキストの内容が異なるにも拘らず、共通問題でのテスト結果では、3クラス間の有意差はない。これに対して、経済分野ⅡのB組の場合のみ有意差があるが、その原因は「日本経済の諸問題」のまとめが、時間数の関係でA、Cはグループ別分担

アンケート調査 (44.10月30日調査)

① 資本主義における景気変動をどう思うか %

クラス	A	B	C
ア. 経済恐慌は必ずおこる	29	30	30
イ. 不況や景気後退は起るが調節可能	64	60	56
ウ. 修正資本主義政策により恐慌はおこらない	4	8	10

② 将来の日本経済についてどう思うか %

クラス	A	B	C
ア. もっと経済がのび高度成長が可能	18	16	20
イ. 経済はのびるが歪みや矛盾が拡大	34	44	38
ウ. 高度成長は終り、ゆきづまりが必ずくる	44	40	37

によるまとめを、B組はグループ別の結果をさらに教師がまとめた(B組のみ2時間時間が多くなった)影響が強いと考えられる。

一方、左記のような簡単なアンケート調査によると、本年度の「経済」分野の学習は3クラスとも内容及び、その取り扱いを共通(特に第1単元、2学期中間まで)にしたこともあって、①、②ともクラス間に大きな差はない。ただ一般に教科書の内容にもよるが(マル経的)①では「恐慌」が必ずおこるが約1/3, ②では、日本経済の将来性についてはかなり悲観的に受けとめているのが特徴的であるといえよう。

最後に補足的に問題点をあげておくと、

年間の教育計画、時間配当の余裕からみても、労働問題、社会福祉の単元と、国際関係の単元の取り扱いがどうしても不十分になることである。後者については1学期に配当し、政治単元の中で(例えば憲法第9条と安全保障、集団安全保障体制の問題など)とりあげたが、十分に深めることが出来なかった。さらに、労働単元については3学期に配当しているが、高3の授業は実質的に1カ月足らずの現状では、時間数は決定的に不足している。これらを含めて、政経分野の教材編成はなお残された問題が多いと言わざるを得ない。